

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 5月26日
【会社名】	クレアホールディングス株式会社
【英訳名】	CREA HOLDINGS, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 黒田 高史
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目 5番28号アクシア青山
【電話番号】	(03)5775-2100（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 岩崎 智彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目 5番28号アクシア青山
【電話番号】	(03)5775-2100（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 岩崎 智彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 41,955,300円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払 い込むべき金額の合計額を合算した金額 2,372,805,300円 （注） 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及 び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株 予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際し て払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少しま す。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2番 1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	568,500個
発行価額の総額	41,955,300円
発行価格	新株予約権1個につき73.8円
申込手数料	該当事項はありません
申込単位	1個
申込期間	平成27年6月29日
申込証拠金	該当事項はありません
申込取扱場所	クレアホールディングス株式会社 本社管理部 東京都港区赤坂八丁目5番28号アクシア青山
払込期日	平成27年6月29日
割当日	平成27年6月29日
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 横浜西口支店

(注) 1. 平成27年5月26日(火)開催の取締役会決議によります。なお、平成27年6月26日(金)開催予定の定時株主総会において特別決議による承認決議がなされることを条件といたします。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価格の総額を払込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。)</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は56,850,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2号及び第3号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、同欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、金41円とする。但し、行使価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割により当社普通株式を発行する場合 調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。</p>

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割当ててる場合を除く。)調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

本項第(2)号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項第(2)号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金2,372,805,300円 但し、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成27年6月29日(本新株予約権の払込完了以降)から平成29年6月29日(但し、平成29年6月28日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までとする。但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 新株予約権の行使請求の受付場所 クレアホールディングス株式会社 本社管理部 2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 横浜西口支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1 当社は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して本新株予約権の行使価額の200%を超過した場合に当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。 2 本新株予約権の新株予約権者は、前号の場合であっても、当社による本新株予約権の取得日の前日まで本新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代えて、吸収合併継続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は、それぞれ、以下の条件に基づき本新株予約権の新株予約権者に新たに再編当事会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>(1) 新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 第11項乃至第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。</p> <p>(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>
--------------------------	---

(注) 1 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同欄第3項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

2 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

3 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,372,805,300	104,539,000	2,268,266,300

(注) 1. 本新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により支払われる払込金額の総額は、本新株予約権の行使状況による影響を受けます。そのため、上記の差引手取概算額は将来的に変更される可能性があり、下記「(2) [手取金の使途]」記載の調達資金の充当内容については、実際に調達する差引手取額に応じて、各事業への充当金額を適宜変更する可能性があります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権等算定評価報酬費用2,000,000円、フィナンシャル・アドバイザー（FA）費用93,234,000円（新株予約権の行使時に行使額の4%を支払う契約、全量行使の場合）、その他の事務費用9,305,000円（有価証券届出書作成、登録免許税、変更登記費用等）の合計です。なお、FAはEVOLUTION総研株式会社（東京都千代田区麹町三丁目3番地4 KDX麹町ビル2F、代表取締役ショーン・ローソン）に依頼いたしました。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
有限会社 Rondel コーポレーション（以下、「Rondel」）の子会社化に要する株式取得資金、デューデリジェンス費用等	455	平成27年8月～9月頃
Rondel 子会社化後の運転資金	100	平成27年8月～平成29年7月
栄光債権回収株式会社（以下、「栄光債権回収」）の子会社化に要する株式取得資金、デューデリジェンス費用等	605	平成27年8月～9月頃
栄光債権回収子会社化後の運転資金（債権の仕入れ資金等）	1,108	平成27年8月～平成29年7月
合計	2,268	

(注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの期間は、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

2. 手取金の具体的な使途

Rondelの子会社化に要する株式取得資金、デューデリジェンス費用等

オートモービル関連事業に業容を拡大するため、オートモービル関連事業会社である Rondel の株式を取得し、子会社化するための基本合意書を締結することを本日開催の当社取締役会にて決議いたしました。本件第三者割当の調達資金により、平成27年8～9月頃に当該エンジンオイルメーカーの株式を取得し、子会社化する予定です。但し、本新株予約権の行使状況、株式取得手続きの状況等によって、時期が前後する場合があります。

株式取得資金の金額につきましては、第三者算定機関による評価、相手先との交渉状況を勘案し、現在見込んでいる金額です。株式取得金額について、Rondel は債務超過であるものの、エンジンオイルのブランド力と国内外の商流や、社長の経験、実績に基づく関連事業の構想を踏まえたものであり、売上および収益の改善はもとより、当社グループの国内外における商流の確立、販売実績の積み重ねによる企業価値の向上に大きく寄与すると考えております。

Rondel 子会社化後の運転資金

子会社化後の当該エンジンオイルメーカーの事業活動の運転資金として、海外販売の拡大等の事業拡大に向けた組織構築も見据え、確保するものです。

栄光債権回収の子会社化に要する株式取得資金、デューデリジェンス費用等

サービサー（債権回収会社）は、バブル経済の崩壊以降、不良債権の効率的な処理が求められたことから、弁護士法の特例として法整備され、特定金融債権の管理や回収を行うことができる会社です。現在でも、債権の流動化や事業・企業再生に寄与しており、日本経済の金融システムの一環としての地位を確立しております。

このような債権回収業界に業容を拡大するため、債権回収会社である栄光債権回収の株式を取得し、子会社化するための基本合意書を締結することを本日開催の当社取締役会にて決議いたしました。本件第三者割当の調達資金により、平成27年8～9月頃に当該債権回収会社の株式を取得し、子会社化する予定です。但し、本新株予約権の行使状況、株式取得手続きの状況等によって、時期が前後する場合があります。

株式取得資金の金額につきましては、第三者算定機関による評価、相手先との交渉状況を勘案し、現在見込んでいる金額です。株式取得金額について、栄光債権回収は債務超過であるものの、サービサーと

いう特例専門業者として15年の経験と、従業員による債権仕入れ先の確保状況、組織構造改革を経た堅実な利益捻出体質を踏まえたものであり、債権を仕入れて回収するというシンプルな業態特性により、当社の経営基盤としての売上および収益の改善や、債権仕入れ先としての銀行等間接金融機関との取り引きによる企業価値の向上に大きく寄与すると考えております。

栄光債権回収子会社化後の運転資金（債権の仕入れ資金等）

子会社化後の当該債権回収会社の新規の買取債権の仕入れ資金等に充当します。

（取得価格の算定根拠）

本件株式取得の算定については、当社がその公平性・妥当性を確保するために独立した第三者算定機関であるエースターコンサルティング株式会社（東京都渋谷区恵比寿4丁目3番1号、代表取締役 山本 剛史、以下エースターコンサルティングといたします。）にロンドベル及び栄光債権回収の株式価値意の算定を依頼いたしました。

ロンドベルの株式価値の算定について、上記第三者算定機関であるエースターコンサルティングは、ロンドベルの価値の源泉がロンドベルの事業が生み出すキャッシュフローにあると考えられるためDCF法による算定を採用しておりますが、当社としてもDCF法は継続企業を前提とした将来の収益力や成長を反映した将来価値に対して総合的に判断できると考えられることから合理的であると判断しております。結果、DCF法によって算出されたロンドベルの株式価値は、209百万円～481百万円（1株当たり換算価値3,483,333円～8,016,666円）の算定結果となっております。この株式価値の下限の数値については、ロンドベルの事業計画から平成29年9月期以降は、中国進出によって得られる収益効果（約50百万円～約350百万円）を除いて算定したものであり、株式価値の上限の数値については、平成29年9月期より中国進出によって得られる収益効果が含まれて算定されたものであります。算定の前提とした事業計画は、当社がロンドベルの経営陣に対して事業構想をヒアリングし、その事業構想と実現性を評価したため、ロンドベルが持つエンジンオイルのブランド力と国内外の商流と当社グループの不動産や太陽光事業で培った韓国・中国企業等とのネットワークと経験を活用した場合を想定し両社にて新規に作成した事業計画であるため、当該事業計画は、当社グループの子会社化を前提としております。

また、製造販売という業種のため製造資金の調達によって商流・事業の拡大実現期間が変動するため、合理的な範囲で事業計画の見直しを実施しておりますが、正式契約時まで継続して蓋然性について確認していく所存です。

エースターコンサルティングがDCF法の算定の基礎としたロンドベルの事業計画は以下の通りです。

ロンドベル事業計画A（中国進出の収益効果を反映した計画数値 株式価値の上限）

（千円）

項目	平成27年9月期	平成28年9月期	平成29年9月期	平成30年9月期	平成31年9月期	平成32年9月期
営業利益	4,246	9,439	27,738	55,637	79,237	102,838
税引後営業利益	2,733	6,075	17,852	35,808	50,997	66,186
減価償却費	1,173	1,173	1,173	1,173	1,173	1,173
フリー・キャッシュフロー	3,906	7,248	19,025	36,981	52,171	67,360

ロンドベル事業計画B（中国進出の収益効果を除外した計画数値 株式価値の下限）

（千円）

項目	平成27年9月期	平成28年9月期	平成29年9月期	平成30年9月期	平成31年9月期	平成32年9月期
営業利益	4,246	9,439	18,957	29,294	35,333	41,371
税引後営業利益	2,733	6,075	12,201	18,854	22,740	26,626
減価償却費	1,173	1,173	1,173	1,173	1,173	1,173
フリー・キャッシュフロー	3,906	7,248	13,374	20,027	23,913	27,800

事業計画の営業利益については、本日別途開示しております「有限会社ロンドベルコーポレーション及び栄光債権回収株式会社の株式取得（子会社化）の基本合意書締結に関するお知らせ」の3.取得する子会社の概要 有限会社ロンドベルコーポレーション(9)当該会社の最近3年間の経営成績および財政状態と比較して増加しておりますが、ロンドベルが持つエンジンオイルのブランド力と国内外の商流と当社グループの

不動産や太陽光事業で培った韓国・中国企業等とのネットワークと経験を活用していくことで、海外展開の促進や販売規模の拡大が促進されることで事業計画は達成できると判断しております。

また、栄光債権回収の株式価値の算定についても、ロンドベルと同様に第三者算定機関であるエースターコンサルティングは、栄光債権回収の価値の源泉は、事業が生み出すキャッシュフローにあると考えられるためDCF法による算定を採用しており、当社としてもDCF法は継続企業を前提とした将来の収益力や成長を反映した将来価値に対して総合的に判断できると考えられることから合理的であると判断しております。結果、DCF法によって算出された栄光債権回収の株式価値は、648百万円(1株当たり換算価値は32千円)の算定結果となっております。

エースターコンサルティングがDCF法の算定の基礎とした栄光債権回収の事業計画は以下の通りです。なお、算定の前提とした下記事業計画は、当社が栄光債権回収の経営陣に対して事業構想をヒアリングし、その事業構想と実現性を評価したため、当社の資金を背景とすることで、回転率の進捗に連動した新規の買取債権の取得に弾力的な体制を構築し、取引金融機関数を増やすことなどにより将来の仕入れ増加をみこんだ場合を想定し、両社にて新規に作成した事業計画であるため、当社グループの子会社化を前提としております。なお、DCF法の算定の基礎とした当該事業計画には、本第三者割当によって資金調達する額(11億円)の投入は含めておりません。

また、サービサー市場などの外部環境に変化が起きていないか等、合理的な範囲で事業計画の見直しを実施しておりますが、正式契約時まで継続して蓋然性について確認していく所存です。

栄光債権回収事業計画

(千円)

項目	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期	平成31年3月期	平成32年3月期
営業利益	10,056	30,448	77,978	78,758	79,545
税引後営業利益	10,056	28,479	72,934	73,664	74,400
金銭債権原価	66,295	89,670	136,070	136,070	136,070
金銭債権購入	24,650	38,300	58,300	58,300	58,300
フリー・キャッシュフロー	31,589	79,849	150,704	151,434	152,170

項目	平成33年3月期	平成34年3月期	平成35年3月期	平成36年3月期
営業利益	80,341	81,144	81,956	82,775
税引後営業利益	75,144	75,896	76,655	77,421
金銭債権原価	136,070	136,070	136,070	136,070
金銭債権購入	58,300	58,301	58,302	58,303
フリー・キャッシュフロー	152,914	153,665	154,423	155,188

事業計画の営業利益について、本日別途開示しております「有限会社ロンドベルコーポレーション及び栄光債権回収株式会社の株式取得(子会社化)の基本合意書締結に関するお知らせ」の3.取得する子会社の概要 栄光債権回収株式会社(9)当該会社の最近3年間の経営成績および財政状態と比較して増加しておりますが、これは栄光債権回収を当社の子会社とし、当社資金を背景とすることで、回転率の進捗に連動した新規の買取債権の取得に弾力的な体制を構築し、取引金融機関数を増やすことなどにより将来の仕入れ増加をみこんでいるためです。また、中小企業などの経営状況が上向き、中小企業の返済余力が増してきていることなど、回収面に明るい傾向が見られており、当社グループの子会社になることによって、既存の不動産・投資事業や投資案件としての太陽光事業での取り組みの経験を活かしながら、不動産担保付債権や延滞ローンの回収など、担保不動産の価値を最適化していくことで事業計画が達成できるものと判断しております。また、状況によっては担保不動産を取得再生し、市場ニーズをもとにバリューアップし販売する手法も交えることで事業計画の達成の確度を高めていくことが可能であると考えております。

株価低迷等によって権利行使が進まない場合は、事業計画の見直しによる運転資金等の縮小や支出時期の見直し等によって対応予定です。

優先順位としましては、子会社化後に多額の債権仕入れ資金を必要とする栄光債権回収に比べ、ロンドベルは、必要資金が少額であることに加え、国内での商流が既に確立されていることから、事業リスクが小さいと判断されるため、ロンドベルに関連する および の資金に優先して充當いたします。

3. 子会社化対象会社の概要

名称	有限会社ロンドベルコーポレーション
住所	愛知県一宮市木曾川町黒田字野畔79番地の1
代表者の氏名	取締役 茂 貴恒
資本金	300万円
事業の内容	オートモービル関連商品の開発・製造・販売

名称	栄光債権回収株式会社
住所	神奈川県横浜市西区浜松町2番5号
代表者の氏名	代表取締役 片岡 剛
資本金	5億円
事業の内容	サービサー法に基づく債権管理回収業

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との間の関係

a. 割当予定先の概要	名称	EVO FUND（エボ ファンド）
	本店の所在地	c/o GlobeOp Financial Services (Cayman) Limited 45 Market Street, Suite 3205, 2nd Floor Gardenia Court Camana Bay, Grand Cayman KY1-9003 Cayman Islands
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チザム
	資本金	1米ドル
	事業の内容	ファンド運用金融商品取引業
	主たる出資者及びその出資比率	EVO Feeder Fund 100%
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、当社の事業モデル、経営方針、資金需要等に理解の深い支援先を割当対象とする第三者割当による新株、新株予約権付社債、新株予約権等の発行など、あらゆる資金調達手段を検討してまいりました。

新株の引き受けについては、平成27年4月に、当社が以前から交流のあった、EVO FUNDのあっせんを行っているEVOLUTION総研株式会社（東京都千代田区麹町三丁目3番地4 KDX麹町ビル2F、代表取締役 ショーン・ローソン）の取締役に相談し、提案を受けた本資金調達方法が、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、比較的短期間で確実に資金調達を達成したいという当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。

当社は、割当予定先であるEVO FUNDの代表取締役マイケル・ラーチ氏に対して、当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただいたうえで投資のご判断をいただきました。

割当予定先であるEVO FUNDは、当社平成20年2月27日発行、第三者割当による第7回乃至第18回新株予約権を、割当先であるTop Gear Investment Limitedから譲渡を受け、平成20年12月から平成21年7月の間、10回にわたり計2億6千万円の行使実績があります。

また、EVO FUNDは、ジェネラルパートナーであるEVO Investment Advisors Ltd.とEvo Capital Management Asia Ltd.から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、EVO Feeder Fund以外の出資者はおらず、運用資金は取引先であるプライムブローカーからの短期的な借入を除き、全額自己資金であります。同ファンドはアジア株を中心に運用を行うファンドであります。日本株への投資実績といたしましては、平成20年12月に当社第14回新株予約権の行使のほか、直近では、平成27年4月にアンジェスMG株式会社（東証マザーズ4563）の普通株式への投資や、平成26年12月に株式会社アルデプロ（東証二部8925）への新株予約権付社債及び新株予約権への投資、その他、運用目的で多数の日本株への投資を行っております。なお、EVO Feeder Fundは資本金1米ドルの投資ファンドで株主は2名の英国人であります。

EVO FUNDとEVOLUTION総研株式会社の間には、資本関係及び人的関係はありませんが、EVOLUTION総研株式会社は、EVO FUNDに投資先を紹介する事業を営んでおります。

EVO FUNDは、当社の経営状態及び財政状況等も含め当社の事業構想を評価しており、当社の今後の事業計画及び将来性に評価を頂いた点や、同ファンドがこれまで当社および他の上場企業に対して行っている投資経験の実績における信頼性から、当社の事業成長のビジョンと価値観を共有できる相手先であると判断し、今回の本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

当社といたしましては、業績の早期安定のためには今回の資金調達による資金需要があるため、割当予定先のご理解を頂きながら、さらなる業績回復に努めて参ります。

なお、割当予定先であるEVO FUNDからは、当社に対して純投資目的で資金を投下していただけるとの意思表示を頂いております。また、当社が割当予定先を選定した理由は、割当予定先は純投資を目的としていることから、当社の経営に参加し、また当社を子会社化又は系列化する意向がないことが明らかであるためです。

(3) 割り当てようとする株式の数

EVO FUNDに割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は、56,850,000株です。

(4) 株券等の保有方針

割当予定先であるEVO FUNDは、純投資を目的としております。また、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断のうえ、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する方針であります。運用に際しては市場への影響を常に留意している旨を、口頭で確認しております。

また、EVO FUNDからは当社の株価が行使価額を上回っていることが必要となりますが、資金需要に応じて行使する旨の意向の表明を口頭で受けております。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、本第三者割当に係る払込及び新株予約権の行使に要する資金約2,372百万円について、割当予定先より割当予定先の取引相手であるプライム・ブローカーが発行した35百万ドル（本新株予約権発行決議日現在の為替レートで換算すると約4,257百万円）の残高証明書を確認しております。今後、為替レート変動のリスクも存在しますが、為替変動にも耐えうる残高であり、新株予約権の全量行使が可能と当社では考えております。なお、払込資金に関しては自己資金である旨の確約書を受領しております。

(6) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先と直接、面談・ヒアリングを実施し、反社会的勢力でない旨を直接確認し、同ファンドの出資者及び役員が反社会勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。また、当社は公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（以下、「特防連」といいます。）に加盟しており、反社会的勢力の調査について相談し情報の提供を受けております。本件第三者割当にあたり、割当予定先、その出資者及び役員について、各種ホームページ、掲示板、情報サイトにてチェックするとともに特防連からの情報提供を受けました結果、これら調査対象が反社会的勢力との関わりを疑わせるものは検出されませんでした。以上から総合的に判断し、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(7) 特定引受人に関する事項

当該割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式をすべて同時に保有した場合、当該割当予定先であるEVO FUNDが「会社法第244条の2第1項」に規定する特定引受人となります。以下は、その場合の議決権数に関する内容です。

- a. 当該特定引受人がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数（当該交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数）は、568,500個です。
- b. 上記a. の募集新株予約権に係る交付株式に係る最も多い議決権の数は、568,500個です。
- c. 当該特定引受人がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合における最も多い総株主の議決権の数は、平成27年3月31日時点の総議決権数368,685個を基準とした場合、937,185個となります。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額については、公正を期するため、独立した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ（東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役 能勢 元）に公正価値の算定を依頼した上で決定しております。

当該算定機関は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間での締結が予定される本契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社による評価書による算定結果（本新株予約権 1個につき73.8円）を参考に、本新株予約権の1個当たりの払込金額を73.8円といたしました。

今回の評価においては、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを採用し、基準となる当社株価45円（平成27年5月25日の終値）、権利行使価格41円、ボラティリティ40.51%（平成25年4月～平成27年4月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間2年、リスクフリーレート-0.006%（評価基準における2年物国債レート）、配当率0%、当社に付された取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し本新株予約権1個につき73.8円との算定結果を得ております。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

・割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間最終日（平成29年6月28日）に時価が行使価格以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、各時点において、社債権者は各時点の価値と転換価値を比較することで転換行動を決定するものとし、具体的には、社債権者は、時価と転換価格とを勘案し、転換も繰上償還もされない場合、繰上償還を行う場合、転換した場合、において、から のうち、経済合理性が最も高い行動をすることを仮定しております。

・取得条項があることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。取得条項が発動された場合、割当先がすべての本新株予約権を行使するものとしております。当社は、取得条項がない場合についても、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。

・株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株を発行することによる、1株当たり企業価値の希薄化の影響を下記の算定式により考慮しております。

行使後の株価 = (行使時株価 × 発行済株式総数 + 行使価格 × 行使による発行株式数) / (発行済株式総数 + 行使による発行株式数)

なお任意取得条項の発動時の株価水準である82円の時に全量行使されたと仮定した場合、希薄化により株価が52.5円に低下するとの前提としております。

行使後の株価 = (70.3円 × 37,062,356株 + 41円 × 56,850,000株) / (37,062,356株 + 56,850,000株)

・株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり24,150株（最近2年間の日次売買高の中央値である241,500株の10%）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%～20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

・その上で、当社は本新株予約権の公正価値（1個当り73.8円）と本新株予約権の払込金額（1個当り73.8円）を比較し、本新株予約権の払込金額が本新株予約権の公正価値を大きく下回る水準ではなく、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の直前営業日である平成27年5月25日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の45円を参考にしておりますが、割当予定先との協議の結果、当該取締役会決議日の直前営業日である平成27年5月25日から1ヶ月間の平均株価である45円（小数点未満切り捨て、以下同じ）から9.1%ディスカウントした金額である41円といたしました。

行使価額を1ヶ月平均とした経緯としましては、当社と割当予定先との行使価額に関する交渉を開始した時期である平成27年3月下旬から平成27年4月上旬の株価推移41円～43円を参考に40円(ディスカウントは2.43%～6.9%)前後での行使価額の交渉を行っていましたが、市場環境等による経済情勢の変化から平成27年5月7日以降の当社普通株式の市場価格が、特段の要素がないにも関わらず上昇傾向になっているため、割当予定先に対して時価を考慮した上での行使価額を交渉しましたが、割当予定先が難色を示したことから直近の当社株式の上昇を平坦化できる一定期間(1ヶ月平均45円、3ヶ月平均44円、6ヶ月平均45円)の平均株価を参考にして割当予定先と協議した結果、1ヶ月平均が最も当社の実態を反映しているとの判断に至りました。

また、ディスカウント率を9.1%とした経緯としましては、割当予定先と協議を続けた結果、既存株主への株式希薄化、行使価額の影響度を慎重に検討しつつも、行使価額について割当予定先のディスカウントに対する要望を受け入れた結果によるものとなります。

なお、当該直前営業日までの1か月間の終値平均45円に対する乖離率は9.1%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均44円に対する乖離率は9.3%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均45円に対する乖離率は9.1%となっております。

当社といたしましては、現在の当社の状況を鑑みて、当社への投資の引受先は限られており、他に現実的なより良い資金調達はないことを考慮したうえで判断したものであり、当社の業績動向、当社の株価動向、及び割当予定先の保有方針等を考慮した上で決定いたしました。

なお、当社監査役全員から、当社が本株予約権の公正価値評価を外部の当社と現在取引関係のない独立した専門会社である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に委託して取得した算定評価に基づき、本新株予約権の発行価額が算定された本新株予約権の公正価値評価額(73.8円)と同額として決定されていることから、割当予定先に特に有利な金額ではないと考えられ、有利発行には該当せず適法である旨の意見をj得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社の株式数は56,850,000株(議決権の数は568,500個)であり、発行決議日現在の当社の発行済株式総数37,062,356株(平成27年3月31日時点の議決権の総数は368,685個)に対して153.39%(議決権154.19%)の割合で希薄化が生じることとなります。したがって、希薄化率が25%以上となることを見込まれることから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、独立した第三者からの意見の入手または株主の意思確認のいずれかの手続きを要することとなりますが、当社は本第三者割当増資の妥当性について、株主の意思確認を実施することとし、平成27年6月26日開催予定の定時株主総会に付議することとしております。

また、本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数56,850,000株に対し、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は234,561株と1日当たり平均出来高は最大交付株式数の0.41%程度であります。本新株予約権の行使により発行される株式につき、割当予定先は長期保有の方針ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場にて売却していく方針であります。

また、本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数56,850,000株を行使期間である2年間(245日/年営業日で計算)で行使売却するとした場合の1日当たりの数量は116,020株となり、上記1日当たりの出来高の49.46%となるため、当社への株価に与える影響によって既存株主様の利益を損なう可能性があります。

しかしながら、資金調達の必要性について、当社は継続的な営業利益、営業キャッシュフローのマイナスを計上しており、当該状況を改善・解消し、金融機関からの支援を受けられる企業体質へ改善することが当社の大きな課題となっていることから、当社の黒字化へのステップとして、太陽光発電事業に注力し、売上規模の拡大、赤字の縮小を図るとともに、企業としての信用度の向上、事業活動に関わる幅広い企業との関係構築を図り黒字化の実現に向けて、事業成長をさらに推し進めるための取り組みが必要であることに加えて、太陽光発電業界の潮目の変化を受けて、事業の成長戦略の見直しを行うことが急務となっていることから、本資金調達の資金使途である企業2社を子会社化し、事業の再構築を図ることは当社の今後の事業拡大や企業価値の向上に寄与するものであり、最終的には既存株主様への利益につながるものと考えております。

したがって、当社といたしましては、本新株予約権に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は、その資金が来期以降の当社の業績、企業価値、株主価値の向上に大いに寄与すると考えられることから、本第三者割当増資の規模及び希薄化の程度は合理的な水準であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権の行使により発行される株式数の最大数（56,850,000株）は、平成27年5月26日現在の発行済株式総数37,062,356株（平成27年3月31日時点の総議決権数368,685個）に対して合計153.39%（議決権比率154.19%）となることを見込まれ、本第三者割当増資により既存株式に対して大規模な希薄化が生じることとなります。

希薄化率が25%以上であることから、本第三者割当増資は「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23 - 6）」に規定する大規模な増資に該当いたします。そこで、当社は、本第三者割当増資の妥当性について、株主の意思確認を実施することとし、平成27年6月26日開催予定の定時株主総会に付議することといたしました。

5【第三者割当後の大株主の状況】

本新株予約権が全て同時に行使された場合

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
EVO FUND	c/o GlobeOp Financial Services (Cayman) Limited 45 Market Street, Suite 3205, 2nd Floor Gardenia Court Camana Bay, Grand Cayman KY1-9003 Cayman Islands	-	-	56,850,000	60.66%
ジャイロ投資事業組合	東京都文京区関口三丁目3番6-308号	3,776,700	10.24%	3,776,700	4.03%
田谷 廣明	東京都世田谷区	1,534,460	4.16%	1,534,460	1.64%
中村 義巳	東京都世田谷区	1,205,600	3.27%	1,205,600	1.29%
竹内 健一	東京都品川区	1,000,000	2.71%	1,000,000	1.07%
洪原 利子	山口県下松市	900,000	2.44%	900,000	0.96%
栄 洋輔	東京都杉並区	825,200	2.24%	825,200	0.88%
梁川 昇権	福井県勝山市	734,600	1.99%	734,600	0.78%
白川 謙治	東京都品川区	400,000	1.08%	400,000	0.43%
佐戸 康高	東京都港区	400,000	1.08%	400,000	0.43%
計		10,776,560	29.23%	67,626,560	72.16%

（注）1 平成27年3月31日時点の株主名簿を基準として記載しております。

2 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年3月31日時点の総議決権数（368,685個）に、本新株予約権の目的となる株式発行により増加する議決権数（568,500個）を加えた数で除して算出した数値であり、表示単位未満の端数は四捨五入して表示しております。

3 割当予定先であるEVO FUNDの「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式をすべて保有した場合の数となります。EVO FUNDより、本新株予約権の行使により取得する当社株式を、当社の企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確領しております。このため、EVO FUNDが本新株予約権の行使により取得する当社株式の長期保有は見込まれない予定です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 当該資金調達の目的及び理由

1. 当社事業の取り組み状況について

当社グループは、戸建て住宅の建設事業を事業母体としておりますが、赤字体質からの脱却を目指して同事業を縮小し、同業他社により施工を行う事業形態に転換を図るとともに、リフォーム・メンテナンス工事および給排水管設備工事等の事業による住宅の総合メンテナンス分野に注力してきました。

また、当社が新たな成長事業として、再生可能エネルギーへの投資を促進するための20年間にわたる一定価格による電力買取を保証する固定価格買取制度、及び再生可能エネルギーへの投資減税の導入等の国策による太陽光発電業界を含む新たなエネルギー業界の急成長を鑑み、太陽光事業に取り組んできました。

当初、一般住宅向けの太陽光発電モジュール・システムの販売を企図しておりましたが、事業拡大を模索する中で、当社グループ自らが太陽光発電施設建設に携わり、先行して建設用地を確保し、施設を建設・販売するビジネスモデルを展開し、当社ライセンス・オフアリング（平成25年3月15日決議）、当社第三者割当増資（平成26年3月5日決議）による調達資金を活用し、これまでに売上高約483百万円を計上しました。なお、第三者割当増資による調達資金は、既に全額充当済みであり、ライセンス・オフアリングによる調達資金の現時点残額（約250百万円）につきましては、当社グループ太陽光事業において、現在検討中の案件、および今後新たに調査・検討する案件から候補地を選定し、その取得費用の一部に充当する予定です。

しかしながら、太陽光エネルギーに対する国策および電力会社の姿勢の変化が近年顕著になってきており、固定価格買取制度につきましては、施行後の再生可能エネルギーの普及が太陽光に偏っている状況から、買取価格の引き下げ、および出力制御ルールの新規制定等、運用見直しの動きが進んでおります。投資減税につきましては、節税効果の大きな即時償却が注目されてきましたが、「グリーン投資減税（注1）」による即時償却の適用は本年3月末で終わり、環境関連設備に限定されない「生産性向上設備投資促進税制（注2）」においても、即時償却可能な期間が平成28年3月末までとなっております。このような太陽光発電業界を取り巻く状況変化に伴い、売電事業者・投資家に将来に向けた不安が生じており、こうした外部環境の動向を十分に見極めた上での事業展開が求められております。

また、電力会社の系統連系（発電施設を電力会社に接続すること）回答の中断により当該事業が一時停滞しました。電力会社より回答再開の発表があったものの、現在電力会社の系統連系の回答を待っている状態です。このような転換期において、当社では、税込売電価格36円/kWhでの売電の権利が確定しているものの、いまだ電力会社からの回答期日が明確でない中、当社グループの当該事業への取り組みは受動的とならざるをえない状況にあります。このような状況の中、当社グループは、新規案件の調査・検討を実施し、新規案件の取得・建設・販売を行うことにより、事業を停滞させることなく推進しております。

（注）1. 最新の技術を駆使した高効率な省エネ・低炭素設備や、再生可能エネルギー設備への投資（グリーン投資）を重点的に支援する制度。太陽光発電設備及び風力発電設備については、平成27年3月31日までの期間内に取得等して、その日から1年以内に事業の用に供した場合、事業の用に供した日を含む事業年度において即時償却が可能。

2. 質の高い設備投資の促進によって事業者の生産性向上を図り、経済の発展を図るため、「先端設備」や「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」の導入に適用する税制措置。平成28年3月31日までの期間には即時償却又は最大5%の税額控除の適用が可能。

2. 資金調達の目的

当社グループは、上記のような太陽光エネルギー業界の状況を受け、1つの事業に注力するリスクを十二分に検討した結果、太陽光事業に注力するだけでなく、太陽光事業以外の新たな成長エンジンの構築等、事業の成長戦略の見直しを行うことが急務であると考え、経営基盤の安定化には事業の多角化が必須であるとの結論に達しました。当社グループは新規事業を構築するため、オートモービル関連事業会社である Rondell 及び債権回収会社である 栄光債権回収の株式を取得し、子会社化するための基本合意書を締結することを本日開催の当社取締役会にて決議いたしました。

Rondellの当社子会社化

現在、ハイブリッド車が世界規模で普及しており、従来の車と比べハイブリッド車のエンジンにかかる負荷が増大していることから、エンジンオイルに対する評価が見直されている中、エンジンオイルメーカーとして、国内大手カー用品販売店との商流を既に構築している Rondell を当社の子会社とし、当社資金を背景とすることで、国内における販売規模の拡大とともに、海外展開についても、当社グループがこれまでの不動産や太陽光事業で培った韓国・中国企業等とのネットワークや経験を活用し、海外展開の促進や販売規模の拡大を促進していきたいと考えております。

また、ロンドベルにおいて資金、人材力不足のため、国内ネットワークがあるものの取り組みなかった、エンジンオイル以外のオートモービル関連商品の販売事業につきましても、当社子会社化によって構築してまいります。

栄光債権回収の当社子会社化

サービサー（債権回収会社）は、バブル経済の崩壊以降、不良債権の効率的な処理が求められたことから、弁護士法の特例として法整備され、特定金融債権の管理や回収を行うことができる会社です。現在でも、債権の流動化や事業・企業再生に寄与しており、日本経済の金融システムの一環としての地位を確立しております。

「債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）」は、サービサー（債権回収会社）が取り扱える金銭債権を限定列挙しているため、債権仕入の競争による購入価格が高止まりしていますが、回収見込みに見合った債権の買取価格を設定しています。一方で、中小企業などの経営状況が上向き、中小企業の返済余力が増してきていることなど、回収面に明るい傾向が見られている中、栄光債権回収を当社の子会社とし、当社資金を背景とすることで、回転率の進捗に連動した新規の買取債権の取得に弾力的な体制を構築し、取引金融機関数を増やすことなどにより将来の仕入れ増加にも備えたいと考えております。

今後の展望として、サービサー法の改正が自民党の政権公約どおりに実施されることによってサービサーが取り扱える金銭債権の種類が増え業務範囲が拡大すれば、サービサー市場の拡大につながる可能性を見込んでいます。当社では、既存の不動産・投資事業や投資案件としての太陽光事業での取り組みの経験を活かしながら、不動産担保付債権や延滞ローンの回収など、担保不動産の価値を最適化し、状況によっては担保不動産を取得再生し、市場ニーズをもとにバリューアップし販売する手法も検討しています。

本件資金調達は、これら2社の株式取得資金、および子会社後の運転資金等に充当することにより、当社グループ全体の事業成長の加速と財務体質の改善を実現し、最終的には当社の企業価値増大に寄与するものと判断し、決定いたしました。

3. 資金調達の方法の検討

資金調達の確実性

本件資金調達は、今後の当社グループの事業再構築と企業価値の向上に向けて不可欠と考えており、直接調達の手法のうち、第三者割当による資金調達は、公募増資または株主割当での発行と比較して、すみやかかつ確実な資金調達方法であると考えられることによるものです。

そのため、第三者割当において新株発行による増資と新株予約権の発行のどちらが適切であるか検討したところ、第三者割当増資等による普通株式の発行について、株式価値の希薄化を一時に引き起こし、既存株主の利益を大きく損なう恐れが考えられ、また、第三者割当増資による普通株式の発行を検討いたしましたが、適切な割当先を見つけることができなかつたため今回の資金調達方法としては適切ではないと判断いたしました。次に、第三者割当による新株予約権の発行については、公募増資または株主割当、普通株式の発行による第三者割当増資に比べて下記のメリットがあり適切であるとの判断をいたしました。

・本新株予約権は行使価額が固定されているため、資金調達額は、発行後の当社株式の変動により増減しないことや本新株予約権の目的である最大交付株式数が限定されていること

・本新株予約権は、割当日以降、当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して行使価額の200%を上回った場合、取得日の20取引日前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより本新株予約権の全部又は一部を取得することができるため、将来的により有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができること

なお、新株予約権による資金調達は発行時に必要な資金を調達できず、株価の動向によっては当初想定していた資金調達ができないリスクもありますが、割当予定先からは当社の株価が行使価額を上回っていることが必要となりますが、資金需要に応じて行使する旨の意向の表明を口頭で受けております。

また、割当予定先は出資者に対する運用責任を遂行する立場から、当社の株価推移から適宜判断のうえ、市場動向を勘案しながら売却を行う方針であるため、当社の株価に与える影響を最小限に抑えることで既存株主の利益に配慮しながら、当社の資金ニーズを満たしうる、現時点における最良の資金調達方法であるとも判断しております。

これらを踏まえて、本資金調達規模及び資金使途を鑑み、割当予定先との交渉を重ねた結果、第三者割当による新株予約権の発行を選択することといたしました。

その他の資金調達方法の検討について

金融機関等からの借入につきましては、当社が直近の平成27年3月期におきまして、依然として経常損失を計上していること、および資金調達の目的が異業種における企業の子会社化、およびその事業運営等に向けた資金であり、当社グループにおける実績がないこと等の理由から、金融機関の当社に対する与信判断は厳しい状況にあり、現時点で金融機関からの借入等による資金調達は困難な状況にあります。従いまして、まずはエクイティファイナンスを通じた資金調達を行い、事業活動の成果を表面化させることによって、金融機関からの積極的な支援を受けられる企業体質を構築していきたいと考えております。

(2) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断

本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社の株式数は56,850,000株（議決権の数は568,500個）であり、発行決議日現在の当社の発行済株式総数37,062,356株（平成27年3月31日時点の議決権の総数は368,685個）に対して153.39%（議決権154.19%）の割合で希薄化が生じることとなります。したがって、希薄化率が25%以上となることを見込まれることから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、独立した第三者からの意見の入手または株主の意思確認のいずれかの手続きを要することとなりますが、当社は本第三者割当増資の妥当性について、株主の意思確認を実施することとし、平成27年6月26日開催予定の定時株主総会に付議することとしております。

また、本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数56,850,000株に対し、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は234,561株と1日当たり平均出来高は最大交付株式数の0.41%程度であります。本新株予約権の行使により発行される株式につき、割当予定先は長期保有の方針ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場にて売却していく方針であります。

また、本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数56,850,000株を行使期間である2年間（245日/年営業日で計算）で行使売却するとした場合の1日当たりの数量は116,020株となり、上記1日当たりの出来高の49.46%となるため、当社への株価に与える影響によって既存株主様の利益を損なう可能性があります。

しかしながら、資金調達の必要性について、当社は継続的な営業利益、営業キャッシュフローのマイナスを計上しており、当該状況を改善・解消し、金融機関からの支援を受けられる企業体質へ改善することが当社の大きな課題となっていることから、当社の黒字化へのステップとして、太陽光発電事業に注力し、売上規模の拡大、赤字の縮小を図るとともに、企業としての信用度の向上、事業活動に関わる幅広い企業との関係構築を図り黒字化の実現に向けて、事業成長をさらに推し進めるための取り組みが必要であることに加えて、太陽光発電業界の潮目の変化を受けて、事業の成長戦略の見直しを行うことが急務となっていることから、本資金調達の資金使途である企業2社を子会社化し、事業の再構築を図ることは当社の今後の事業拡大や企業価値の向上に寄与するものであり、最終的には既存株主様への利益につながるものと考えております。

したがって、当社といたしましては、本新株予約権に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は、その資金が来期以降の当社の業績、企業価値、株主価値の向上に大いに寄与すると考えられることから、本第三者割当増資の規模及び希薄化の程度は合理的な水準であると判断しております。

なお、当社は、本第三者割当増資の妥当性について、株主の意思確認を実施することとし、平成27年6月26日開催予定の定時株主総会に付議することといたしました。

(3) 特定引受人との間の「会社法第244条の2第1項」の契約締結に関する監査役の見解

なお、特定引受人が生じる可能性のある本新株予約権の発行について、当社常勤監査役の川端英文氏からは、資金調達の選択とその発行条件を慎重に検討した結果、本資金調達の必要性及び相当性が認められる、との意見書を下記の通り、入手しております。

本第三者割当の必要性

資金調達の必要性について、当社は継続的な営業利益、営業キャッシュフローのマイナスを計上しており、当該状況を改善・解消し、金融機関からの支援を受けられる企業体質へ改善することが当社の大きな課題となっている。このような状況の中、黒字化へのステップとして、太陽光発電事業に注力し、売上規模の拡大、赤字の縮小を図るとともに、企業としての信用度の向上、事業活動に関わる幅広い企業との関係構築を図っているが、黒字化の実現に向けて、事業成長をさらに推し進めるための取り組みが必要であることに加えて、太陽光発電業界の潮目の変化を受けて、事業の成長戦略の見直しを行うことが急務となっていることから、企業2社を子会社化し、事業の再構築を図ることは合理性があると認められる。

また、企業2社の子会社化により、売上規模の拡大、営業利益、営業キャッシュフローのマイナスの縮小、上記事業活動の成果の表面化による事業活動に関わる幅広い企業との関係構築、金融機関からの信頼回復等が期待できる。しかしながらその一方で、当社が安定した収益を確保するまでは子会社化に係る買収資金や運転資金を別途調達する必要があり、また、そのための資金調達は当社の財務体質を悪化させるものであってはならず、そ

の点本第三者割当は、当社の財務体質改善に資するものであり、より迅速かつ確実な資金調達のために第三者割当を採用して資金調達を行うことは当社の経営基盤強化にとって必要な判断であるということが認められる。

以上のとおり、本第三者割当は、資金使途に対する非常に有効な資金調達の機会であると考えられ、ひいては当社の企業価値及び株主価値の向上につながるものと合理的に見込めるものであり、当社にとって本第三者割当は必要なものであると認められる。

したがって、当社には、本第三者割当により必要な資金調達を行う具体的な必要性が認められ、これを覆すに足る特段の事情は認められない。

本第三者割当ての相当性

(ア) 本第三者割当の適法性

本第三者割当の発行価額は、独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(以下「東京フィナンシャル・アドバイザーズ」という。)に依頼した算定評価に基づき、1個当たり73.8円とされており、これは東京フィナンシャル・アドバイザーズによる公正評価額73.8円と同額であることから、特に有利な金額ではなく、「有利発行」には該当しないと考えられる。また、本第三者割当の発行の違法性に疑義を生じさせる事情は見当たらない。

(イ) 本第三者割当を選択することの相当性

当社の運転資金を調達する方法としては、本第三者割当以外に、借入、社債発行等の方法が考えられる。このうち、借入、社債発行等のデット・ファイナンスについては、当社の財務状況からこれ以上の財務体質を悪化させるものではあってはならず、慎重な判断が求められる。この点に関しては、平成27年3月期においても継続して経常損失を計上していること、および、資金調達の目的が当社の実績がない異業種における企業の子会社化、およびその事業運営等に向けた資金であることから、銀行借入や社債の発行は容易ではないことが認められる。したがって、デット・ファイナンスの選択肢は現実的ではないといえる。次に、公募による新株発行の方法が考えられる。しかし、近年当社普通株式の売買高の少なさから考えると、この方法で円滑かつ確実な資金調達を行うことは困難な状況であるといえる。次に、第三者割当増資等による普通株式の発行は、株式価値の希薄化を一時に引き起こし、既存株主の利益を大きく損なう恐れがあることから選択肢として適切ではないということにこれを覆すに足る特段の事業は見当たらない。このように、他の資金調達方法との比較においては、本第三者割当がもっとも有効かつ確実な資金調達を可能とするものであり、本第三者割当が他の資金調達方法との比較において非代替性及び相当性が認められる。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第50期）及び四半期報告書（第51期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成27年5月26日）までの間に生じた変更は以下のとおりであります。

なお、当該有価証券報告書等にも将来に関する事項が記載されておりますが、当該有価証券報告書等の提出日現在において、当社が判断したものであります。

当社グループは、前連結会計年度まで継続的に営業損失を計上しており、当連結会計年度におきましても188,896千円の営業損失を計上いたしました。また、営業キャッシュ・フローにつきましても274,582千円のマイナスとなっております。これら継続する営業損失、営業キャッシュ・フローのマイナスの状況を改善すべく、当社グループは、営業力の強化、社会的信頼の回復に取り組んでおりますが、当連結会計年度においてはこれらマイナスの状況を改善するまでには至ることができませんでした。

従いまして、当該状況が改善されない限り、当社グループが事業活動を継続するために必要な資金の調達が困難となり、債務超過に陥る可能性が潜在しているため、当社グループには継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消、改善すべく、以下のとおり対応してまいります。

当社グループは当社グループ全体で建設事業としての環境ビジネスを推進し、太陽光事業及び関連する不動産事業では、「自宅、自社での発電利用を目的とした10kW未満の発電規模を有する一般家庭・事業者向け」、「モジュールを設置し、電力会社等に電力を販売することを目的とした50kW以上の発電規模を有する小規模発電施設事業者向け」を推進するために他社との業務関係を築き、提携を積極的に行い、かつ事業規模の拡大に取組み、太陽光発電事業の安定供給化を図ります。

当社グループは、太陽光発電事業を推進していくことが他セグメントへのシナジー効果、企業価値の増大に最終的には寄与するものと判断していますが、リフォーム・メンテナンス事業においては、当社グループの顧客総数を生かした巡回営業、他社との業務提携を生かしたアフターサービス展開を図り、給排水管工事事業においても、定期的に排水管診断、衛生診断等を行う診断収入の安定化を図り、大規模工事や一時的な小規模工事についても過去の工事実績を生かした営業展開を図っていくことで、財務体質の脆弱性の解消を目指します。

しかしながら、全ての計画が必ずしも実現するとは限らないことにより、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

2. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第50期）の提出日（平成26年6月30日提出）以後、本有価証券届出書提出日（平成27年5月26日）の間において、以下の臨時報告書を提出しております。

（平成26年8月8日提出の臨時報告書）

1 [提出理由]

当社は、平成26年8月8日開催の取締役会の決議において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社及び子会社の取締役、従業員に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

イ 銘柄 クレアホールディングス株式会社 第22回新株予約権証券

ロ 新株予約権の内容

(1) 発行数

38,880個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。）

(2) 発行価格

本新株予約権 1 個あたりの発行価格は、50円とする。

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー（代表取締役：小幡治、住所：東京都港区元赤坂 1 - 6 - 2 安全ビルレジデンス19階）に依頼した。当該算定機関は、価格算定に使用する算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や有限差分法を用いた格子モデルといった他の算定手法との比較及び検討を実施したうえで、発行要項に定められた本新株予約権の行使の条件（業績条件）を適切に算定結果に反映できる算定手法として、一般的な算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて本新株予約権の算定を実施した。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させると同時に、将来の業績の確率分布を基に異なる標準正規乱数を繰り返し発生させ、本新株予約権の行使の条件である業績条件の達成確率を算出し、その結果を考慮した将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での本新株予約権権利行使から発生するペイオフの現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価格を得る手法である。

当該算定機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の東京証券取引所における当社終値 56円 / 株、株価変動率 41.2%（年率）、配当利率 0.0%（年率）、安全資産利子率 0.2%（年率）や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 56円 / 株、満期までの期間 5 年、行使の条件）に基づいて、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の算定を実施した。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていることから、当該算定機関の算定結果を参考に、当社においても検討した結果、本件払込金額と本件算定価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないと判断したことから決定したものである。

(3) 発行価額の総額

219,672,000円

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は、権利内容に何ら限定のない当社において標準となる株式とする。本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 56円 とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権を権利行使することができる期間

本新株予約権を権利行使することができる期間（以下、「権利行使期間」という）は、平成26年11月20日から平成31年8月24日までとする。（但し、平成31年8月24日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、平成27年3月期第2四半期、平成27年3月期第3四半期及び平成27年3月期の決算短信に記載される当社連結損益計算書（以下、「当社連結損益計算書」といい、連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）における平成27年3月期累計売上高が6億円以上達成の場合にのみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

(a) 上記の行使の条件を達成した場合において、権利行使期間中に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも112円を上回った場合、当該時点以降、新株予約権者は残存する全ての新株予約権を行使価額で1年以内に行使しなければならないものとする。

(b) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、いずれかの連続する5取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも28円を下回った場合、上記の条件を満たしている場合でも、行使を行うことはできないものとする。

新株予約権者は本新株予約権発行時において当社及び子会社の取締役及び従業員であった新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(4)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(5)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(9)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記(6)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記(6)に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(8)に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記(7)に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

- (a) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (b) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

八 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役	3名	35,550個（3,555,000株）
当社従業員	6名	2,220個（222,000株）
子会社取締役	1名	370個（37,000株）
子会社従業員	2名	740個（74,000株）

二 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係当社の完全子会社

ホ 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

へ 新株予約権の割当日

平成26年8月25日

(平成27年4月27日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2 [報告内容]

主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主でなくなるもの ジャイロ投資事業組合

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	37,781個	10.25%
異動後	35,104個	9.52%

(注) 1. 総株主等の議決権の数に対する割合は、直近で判明している平成26年12月31日現在の議決権の数(368,664個)に基づき算出し、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日
平成27年3月27日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 7,970,630千円
本報告書提出日現在の発行済株式総数 普通株式 37,062,356株

(平成27年5月26日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社は、平成27年5月26日開催の取締役会において、子会社の取得を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2 [報告内容]

(1) 取得対象子会社の概要

商号	有限会社ロンドベルコーポレーション		
本店の所在地	愛知県一宮市木曾川町黒田字野畔79番地の1		
代表者の氏名	取締役 茂 貴恒		
資本金の額	300万円		
純資産の額	60百万円(平成26年9月期)		
総資産の額	50百万円(平成26年9月期)		
事業の内容	オートモービル関連商品の開発・製造・販売		
最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益			
決算期	平成24年9月期	平成25年9月期	平成26年9月期
売上高	23百万円	58百万円	22百万円
営業利益又は営業損失 ()	1百万円	1百万円	9百万円
経常利益又は経常損失 ()	12百万円	14百万円	21百万円
当期純利益又は当期純損失 ()	12百万円	15百万円	22百万円
当社と取得対象子会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係	資本関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と取得対象子会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。	
	人的関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と取得対象子会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。	
	取引関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と取得対象子会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。	

商号	栄光債権回収株式会社		
本店の所在地	神奈川県横浜市西区浜松町2番5号		
代表者の氏名	代表取締役 片岡 剛		
資本金の額	5億円		
純資産の額	245百万円（平成26年3月期）		
総資産の額	223百万円（平成26年3月期）		
事業の内容	サービサー法に基づく債権管理回収業		
最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益			
決算期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高	220百万円	192百万円	658百万円
営業利益又は営業損失 （ ）	1百万円	4百万円	6百万円
経常利益	31百万円	0百万円	11百万円
当期純利益	26百万円	3百万円	11百万円
当社と取得対象子会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係	資本関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と取得対象子会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。	
	人的関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と取得対象子会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。	
	取引関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と取得対象子会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。	

(2) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社グループは、太陽光エネルギー業界において、1つの事業に注力するリスクを十二分に検証した結果、太陽光事業に注力するだけでなく、新たな成長エンジンの構築等、事業の成長戦略の見直しを行うことが急務であると考え、経営基盤の安定化には事業の多角化が必須であるとの結論に達しました。当社グループは新規事業を構築するための事業パートナーを探した所、当社と取引のある太陽光関連業者のネットワークにより、昨年末にエンジンオイルメーカーである Rondell、本年2月に債権回収会社である栄光債権回収の紹介を受け、両社ともに事業資金需要があること、及び潜在的な成長力が高いと考えられることを踏まえ、これら2社を当社の子会社とすることが、現在の管理費過多である当社グループの収益構造改善、経営基盤の安定、売上・収益の改善といった事業成長の加速による企業価値増大に寄与すると判断し、本件子会社化を行うことを決定いたしました。

(3) 取得対象会社に関する子会社取得の対価の額

有限会社 Rondell コーポレーションの取得価額につきましては、諸費用を含め約455百万円を予定しています。また、栄光債権回収株式会社取得価額につきましては、諸費用を含め約605百万円を予定しています。

3. 最近の業績の概要について

平成27年5月15日開催の取締役会において承認された第51期事業年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）に係る財務諸表は、以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	603,005	328,598
受取手形及び売掛金	11,870	-
完成工事未収入金	35,008	23,782
未成工事支出金	-	3,273
営業貸付金	68,745	40,000
商品及び製品	9,990	0
仕掛販売用太陽光設備	127,350	260,300
前渡金	340,306	521,691
未収入金	50,447	429
その他	32,287	15,647
貸倒引当金	25,169	12,832
流動資産合計	1,253,842	1,180,891
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	18,846	18,846
減価償却累計額	14,854	16,202
建物及び構築物（純額）	3,991	2,644
機械及び装置	6,789	6,789
減価償却累計額	6,789	6,789
機械及び装置（純額）	0	0
車両運搬具	2,616	2,616
減価償却累計額	2,616	2,616
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品	17,454	17,665
減価償却累計額	16,523	16,821
工具、器具及び備品（純額）	930	844
建設仮勘定	145,200	-
有形固定資産合計	150,122	3,488
無形固定資産		
その他	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
長期貸付金	2,332	2,026
破産更生債権等	2,051,689	2,051,916
差入保証金	11,128	8,434
船舶	19,047	19,047

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
その他	2,837	2,837
貸倒引当金	2,052,235	2,053,265
投資その他の資産合計	34,800	30,996
固定資産合計	184,923	34,485
資産合計	1,438,765	1,215,376
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	28,954	18,893
未払金	14,033	33,489
瑕疵担保損失引当金	50,000	-
未払法人税等	4,612	6,126
1年内返済予定の長期借入金	1,170	-
その他	50,659	40,615
流動負債合計	149,429	99,125
固定負債		
退職給付に係る負債	2,176	1,287
完成工事補償引当金	31,269	30,744
その他	22,090	22,090
固定負債合計	55,536	54,121
負債合計	204,966	153,247
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,970,630	7,970,630
資本剰余金	670,393	670,393
利益剰余金	7,401,747	7,575,214
自己株式	5,476	5,532
株主資本合計	1,233,799	1,060,276
新株予約権	-	1,853
純資産合計	1,233,799	1,062,129
負債純資産合計	1,438,765	1,215,376

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
売上高	195,213	829,249
売上原価	159,224	784,307
売上総利益	35,989	44,941
販売費及び一般管理費	288,722	233,837
営業損失()	252,732	188,896
営業外収益		
受取利息	1	2
受取賃貸料	930	810
貸付金利息	61	53
雑収入	399	422
その他	1	45
営業外収益合計	1,393	1,334
営業外費用		
支払利息	70	16
株式交付費	48,233	239
雑損失	7	416
営業外費用合計	48,310	672
経常損失()	299,649	188,234
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	10,785
瑕疵担保損失引当金戻入額	-	7,000
新株予約権戻入益	8,618	-
特別利益合計	8,618	17,785
税金等調整前当期純損失()	291,031	170,448
法人税、住民税及び事業税	2,063	3,018
法人税等合計	2,063	3,018
少数株主損益調整前当期純損失()	293,094	173,467
当期純損失()	293,094	173,467

（連結包括利益計算書）

（単位：千円）

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
少数株主損益調整前当期純損失（ ）	293,094	173,467
包括利益	293,094	173,467
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	293,094	173,467
少数株主に係る包括利益	-	-

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	6,967,134	670,393	7,108,652	5,290	523,583	8,618	532,202
当期変動額							
新株の発行	1,003,496				1,003,496		1,003,496
当期純損失（ ）			293,094		293,094		293,094
自己株式の取得				186	186		186
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						8,618	8,618
当期変動額合計	1,003,496	-	293,094	186	710,215	8,618	701,597
当期末残高	7,970,630	670,393	7,401,747	5,476	1,233,799	-	1,233,799

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	7,970,630	670,393	7,401,747	5,476	1,233,799	-	1,233,799
当期変動額							
新株の発行							
当期純損失（ ）			173,467		173,467		173,467
自己株式の取得				55	55		55
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						1,853	1,853
当期変動額合計	-	-	173,467	55	173,522	1,853	171,669
当期末残高	7,970,630	670,393	7,575,214	5,532	1,060,276	1,853	1,062,129

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	291,031	170,448
減価償却費	5,059	4,339
貸倒引当金の増減額(は減少)	16,206	11,306
受取利息及び受取配当金	62	55
支払利息	70	16
売上債権の増減額(は増加)	16,713	11,234
たな卸資産の増減額(は増加)	18,738	6,716
仕掛販売用太陽光設備の増減額(は増加)	127,350	9,500
仕入債務の増減額(は減少)	13,461	10,060
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	372	889
新株予約権戻入益	8,618	-
未収入金の増減額(は増加)	21	17
前渡金の増減額(は増加)	134,950	181,384
未払金及び未払費用の増減額(は減少)	22,570	12,390
仮受金の増減額(は減少)	1	0
破産更生債権等の増減額(は増加)	4,321	226
貸付けによる支出	60,000	40,000
貸付金の回収による収入	31,553	69,051
その他	14,220	21,862
小計	594,357	279,243
利息及び配当金の受取額	62	55
利息の支払額	71	17
和解金の受取額	-	7,000
法人税等の支払額	15,885	2,377
営業活動によるキャッシュ・フロー	610,252	274,582
投資活動によるキャッシュ・フロー		
建設仮勘定の取得による支出	145,200	-
有形固定資産の取得による支出	-	211
差入保証金の回収による収入	560	-
その他	11,304	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	155,943	211
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	1,560	1,170
株式の発行による収入	379,346	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入	575,916	-
新株予約権の発行による収入	-	1,613
自己株式の取得による支出	186	55
財務活動によるキャッシュ・フロー	953,516	387
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	187,320	274,406
現金及び現金同等物の期首残高	415,685	603,005
現金及び現金同等物の期末残高	603,005	328,598

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

当社グループは、前連結会計年度まで継続的に営業損失を計上しており、当連結会計年度におきましても188,896千円の営業損失を計上いたしました。また、営業キャッシュ・フローにつきましても274,582千円のマイナスとなっております。これら継続する営業損失、営業キャッシュ・フローのマイナスの状況を改善すべく、当社グループは、営業力の強化、社会的信頼の回復に取り組んでおりますが、当連結会計年度においてはこれらマイナスの状況を改善するまでには至ることができませんでした。

従いまして、当該状況が改善されない限り、当社グループが事業活動を継続するために必要な資金の調達が困難となり、債務超過に陥る可能性が潜在しているため、当社グループには継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消、改善すべく、以下のとおり対応してまいります。

当社グループは当社グループ全体で建設事業としての環境ビジネスを推進し、太陽光事業及び関連する不動産事業では、「自宅、自社での発電利用を目的とした10kW未満の発電規模を有する一般家庭・事業者向け」、「モジュールを設置し、電力会社等に電力を販売することを目的とした50kW以上の発電規模を有する小規模発電施設事業者向け」を推進するために他社との業務関係を築き、提携を積極的に行い、かつ事業規模の拡大に取組み、太陽光発電事業の安定供給化を図ります。

当社グループは、太陽光発電事業を推進していくことが他セグメントへのシナジー効果、企業価値の増大に最終的には寄与するものと判断していますが、リフォーム・メンテナンス事業においては、当社グループの顧客総数を生かした巡回営業、他社との業務提携を生かしたアフターサービス展開を図り、給排水管工事事業においても、定期的に排水管診断、衛生診断等を行う診断収入の安定化を図り、大規模工事や一時的な小規模工事についても過去の工事実績を生かした営業展開を図っていくことで、財務体質の脆弱性の解消を目指します。

しかしながら、全ての計画が必ずしも実現するとは限らないことにより、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

重要な非資金取引の内容

保有目的変更により建設仮勘定より仕掛販売用太陽光設備への振替額

前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
- 千円	142,450千円

(追加情報)

資産の保有目的の変更

当連結会計年度（平成27年3月31日）

第3四半期連結会計期間において、固定資産として計上されていた「建設仮勘定」142,450千円を保有目的の変更により、第4四半期連結会計期間において、流動資産の「仕掛販売用太陽光設備」へ142,450千円振替えております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

1．報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうちに分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当社の事業セグメントは、建設工事の事業形態を基礎とした「建設事業」、不動産取引の事業形態を基礎とした「不動産事業」、投資活動の事業形態を基礎とした「投資事業」から構成され、当該3つを報告セグメントとしております。

2．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計処理の原則及び手続に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			
	建設事業	不動産事業	投資事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	193,468	-	1,745	195,213
セグメント間の内部売上高又は振替高	690	-	-	690
計	194,158	-	1,745	195,903
セグメント利益又は損失（ ）	22,659	155	285	22,529
セグメント資産	943,966	50,600	69,147	1,063,715
セグメント負債	1,556,761	96,619	3,820,081	5,473,463
その他の項目				
減価償却費	-	-	-	-
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	145,200	-	-	145,200

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			
	建設事業	不動産事業	投資事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	826,321	-	2,927	829,249
セグメント間の内部売上高又は振替高	165	-	-	165
計	826,486	-	2,927	829,414
セグメント利益又は損失()	3,779	1,721	1,799	3,701
セグメント資産	1,112,924	601	39,760	1,153,286
セグメント負債	1,694,824	41,909	3,820,219	5,556,953
その他の項目				
減価償却費	70	-	-	70
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	211	-	-	211

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	195,903	829,414
セグメント間取引消去	690	165
連結財務諸表の売上高	195,213	829,249

(単位:千円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	22,529	3,701
セグメント間取引消去	690	165
全社費用(注)	229,513	185,030
連結財務諸表の営業損失()	252,732	188,896

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない本社管理部門に係る一般管理費であります。

（単位：千円）

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	1,063,715	1,153,286
セグメント間消去	633	930
全社資産（注）	375,684	63,021
連結財務諸表の資産合計	1,438,765	1,215,376

（注） 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社管理部門に係る資産であります。

（単位：千円）

負債	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	5,473,463	5,556,953
セグメント間消去	5,357,061	5,500,292
全社負債（注）	88,564	96,586
連結財務諸表の負債合計	204,966	153,247

（注） 全社負債は、主に報告セグメントに帰属しない本社管理部門に係る負債であります。

（単位：千円）

その他の項目	報告セグメント計		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	-	70	5,059	4,269	5,059	4,339
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	145,200	211	-	-	145,200	211

（1株当たり情報）

	前連結会計年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
1株当たり純資産額	33円30銭	28円61銭
1株当たり当期純損失金額（ ）	10円44銭	4円68銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、1株当たり純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式は存在するものの、1株当たり純損失であるため記載しておりません。

（注1）1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
当期純損失（ ）（千円）	293,094	173,467
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純損失（ ）（千円）	293,094	173,467
普通株式の期中平均株式数（株）	28,064,819	37,054,958
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		平成26年8月8日の取締役会決議によるストック・オプションとしての新株予約権（新株予約権の目的となる株式の種類は普通株式及び株式の数は3,706,000株）

（注2）1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 （平成26年3月31日）	当連結会計年度 （平成27年3月31日）
純資産の部の合計額（千円）	1,233,799	1,062,129
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	-	1,853
（うち新株予約権）	（-）	（1,853）
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	1,233,799	1,060,276
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	37,055,480	37,054,435

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第50期)	自 至	平成25年4月1日 平成26年3月31日	平成26年6月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第51期第3四半期)	自 至	平成26年10月1日 平成26年12月31日	平成27年2月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月30日

クレアホールディングス株式会社

取締役会 御中

東京中央監査法人

代表社員 公認会計士 上野 宜春
業務執行社員

代表社員 公認会計士 森 伸元
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているクレアホールディングス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレアホールディングス株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度まで継続的に営業損失を計上しており、当連結会計年度においても252,732千円の営業損失を計上している。また、営業キャッシュ・フローについても610,252千円のマイナスの状況となっている。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、クレアホールディングス株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、クレアホールディングス株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月30日

クレアホールディングス株式会社

取締役会 御中

東京中央監査法人

代表社員 公認会計士 上野 宜春
業務執行社員

代表社員 公認会計士 森 伸元
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているクレアホールディングス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレアホールディングス株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度まで継続的に営業損失を計上しており、当事業年度においても203,618千円の営業損失を計上している。また、営業キャッシュ・フローについてもマイナスの状況が継続している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月13日

クレアホールディングス株式会社
取締役会 御中

東京中央監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 上 野 宜 春 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 森 伸 元 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているクレアホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、クレアホールディングス株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度まで継続的に営業損失を計上しており、当第3四半期連結累計期間においても130,299千円の営業損失を計上している。また、営業キャッシュ・フローについてもマイナスの状況が継続している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。